

公布された規則のあらまし

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 22 号）

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年佐賀県条例第 32 号。附則第 1 条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成 30 年 4 月 1 日とし、同条第 2 号に掲げる規定の施行期日は平成 30 年 10 月 1 日とし、同条第 3 号に掲げる規定の施行期日は平成 31 年 1 月 1 日とし、同条第 4 号に掲げる規定の施行期日は平成 31 年 4 月 1 日とし、同条第 5 号に掲げる規定の施行期日は平成 31 年 10 月 1 日とし、同条第 6 号に掲げる規定の施行期日は平成 32 年 4 月 1 日とし、同条第 7 号に掲げる規定の施行期日は平成 32 年 10 月 1 日とし、同条第 8 号に掲げる規定の施行期日は平成 33 年 1 月 1 日とし、同条第 9 号に掲げる規定の施行期日は平成 33 年 10 月 1 日とし、同条第 10 号に掲げる規定の施行期日は平成 34 年 10 月 1 日とする。